

議案第 177 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 2 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置等の許可に係る完成検査の手数料の減額の対象となる施設に、高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者による完成検査を受けた液化石油ガスに係る施設を加えるため、この条例を制定するものである。